

誰もが暮らしやすい社会を目指して ～心のバリアフリーについて学ぼう～

共生社会をつくるために

- 障害がある、ないにかかわらず、女の人も男の人も、お年寄りも若い人も、すべての人がお互いの人権（私たちが幸福に暮らしていくための権利）や尊厳（その人の人格を尊いものと認めて敬うこと）を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会、これを「共生社会」といいますが、この「共生社会」をともにつくっていかねばなりません。
社会には、さまざまな状況や状態にあったりする人々がいますが、「共生社会」は、さまざまな人々が、すべて分け隔てのなく暮らしていくことのできる社会です。障害のある人もない人も、支える人と支えを受ける人に分かれることなくともに支え合い、さまざまな人々の能力が発揮されている活力ある社会です。
- 過去において、障害のある人が受けてきた差別、虐待、隔離（社会から引き離されること）、暴力、特別な目で見られるなどのことは、「共生社会」においてはあってはならないものです。
また、障害のある人はかわいそうであり、一方的に助けられるべき存在であるというのはまちがいです。
障害のある人もない人も、基本的な人権を生まれながらに持っており、普段の生活やスポーツや文化などの活動など、社会生活を送っています。
障害がある、ないにかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会をつくるということは、人々の生活や心に「障害者」という考え方がなくなることを意味します。
- そのためには、まず、「障害者権利条約*」に書かれている考え方を理解し、すべての人々が、障害のある人に対する差別を行わないよう徹底していかねばなりません。
 - *「障害者権利条約」は、2006年にできた世界のルールです。障害があつたり、肌の色が違つたり、女性だから、子どもだからと、さまざまな「ちがい」を理由にだめだといつたりすることなく、「ちがいの中にこそ、その人らしさがあつて、ちがいを大事にしよう」ということ、人権を大事にすることがこの世界のルールです。

- 「障害」はその人のからだやところにある「機能の障害」と社会につくられているバリア（例えば、）の両方で、作り出されているものであり、社会にあるバリアを取り除くのは社会の責任です。この考え方を「障害の社会モデル」といいますが、このことをすべての人が理解し、それを自分の考え方に取り入れ、具体的にバリアを取り除く行動をすることで、社会全体の人々に心のバリアフリーの考え方を広めていくことが重要です。

「心のバリアフリー」とは

- 「心のバリアフリー」とは、さまざまなからだやところの特性や考え方を持っているすべての人々が、お互いに分かり合うために、話をしたり、支え合うことです。そのためには、一人一人がバリアを取り除くための行動をして、また、それを続けていくことが必要です。「心のバリアフリー」を実行していくためのポイントは以下の3つです。

- ①障害のある人にとって困りごととなっている社会にあるバリアを取り除くのは社会の責任であるという「障害の社会モデル」を理解する
- ②障害のある人（及びその家族）への差別を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは違う状況にある人とコミュニケーションをする力をつけ、すべての人が持っている困りごとや痛みを想像し、ともに感じる力をつけること。

※上記③の「力」については、中でも障害のある人の尊厳を大切に、合理的配慮（障害のある人の困りごとをなくしていくために周りの人や社会がすべき無理のない配慮）を行うことができる力を身に付けるために、障害についての基礎的な知識や、障害の状態に応じた接し方（身体障害者補助犬を同伴した人及び身体障害者補助犬に対する接し方を含む）の基本を学ぶことに取り組むべきです。

特に、情報を「受け取る」「理解する」「伝える」などの場面において、障害のある人がいることを十分に理解した上で、すべての情報を受け取ることができるよう配慮するなど、そうした人が排除されることのないような社会を創りあげていく必要があります。

この基本的な考え方をもとに、本研修プログラムでは、以下を理解し、身に付けていただきたいと思います。

「障害」はどこにある？

日本には、16人に1人、からだやところに機能の障害がある人がいると言われています。その障害もさまざまですが、果たして、「障害」というのは、からだやところに機能障害があるので、その人に困難が生じれば、自分で乗り越えていかなければならないのでしょうか？

例えば、車いすを使っている人が、お店に入れなくて困っているとします。階段が狭い、お店の入口の幅が狭い、入れる入口の案内がないなどによって、入れません。ということは、この人の「障害」となってお店に入れないという困りごとを生じさせているのは、お店づくりに問題があるのではないのでしょうか？つまり、「障害」は、社会（ものや環境や人）とからだやところの機能の障害との両方で作りだされているのです。すなわち、「障害」は皆さんが生活している社会の中にあります。

「障害の社会モデル」

「障害＝バリア」は、社会（ものや環境や人）とからだやところの機能の障害との両方で作りだされているものであることを、『障害の社会モデル』といいます。

※逆に、障害はその人のからだやところに機能の障害があるという考えを「医学モデル」といいます。

この「障害」を取り除き、また取り除くための手助けをして、差別を行わず、さまざまな人々と話をする力をみがき、バリアを取り除く行動をすることが「心のバリアフリー」の目指す共生社会に求められています。

心身の機能に障害を持つ人の数

国内総人口の6% 16人に1人



出典：厚生労働省調査

* 障害者数について

上の図では、身体障害、知的障害、精神障害の3区分の障害者数を挙げていますが、障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある人のことをいい、障害や社会のバリアによって、日常生活や社会生活で困難のある方をいいます。

* 「障害者の権利に関する条約」でのいちづけ

「障害者権利条約」は、2006年にできた世界のルールです。障害があつたり、肌の色が違つたり、女性だから、子どもだからと、さまざまな「ちがい」を理由にだめだといつたりすることなく、「ちがいの中にこそ、その人らしさがあつて、ちがいを大事にしよう」ということ、人権を大事にすることがこの世界のルールです。

この条約の中に、「障害の社会モデル」の考え方が示されています。

日本でも、この条約を2014年にルールとして取り入れました。この考え方にもとづいて、法律ができたり、改正されたりしました。

特に、2016年4月つくられた「障害者差別解消法」では、国・地方公共団体・事業者に対して、不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮（可能な範囲で障害のある人に配慮すること）をしていくことを求めています。

社会にある「バリア」によって生じている 困りごとや痛みを『気づく』

- 社会にある「障害＝バリア」を取り除いていくには、からだやところに機能の障害がある人が、社会にあるバリアによって、どんな困りごとや痛みがあるのかに『気づく』ことが必要です。
- ただし、からだやところの機能の障害はさまざまであり、それぞれの人が感じている「バリア」は違います。からだやところの機能の障害についてよく知り、障害のある人と話をすることによって、どんな困りごとがあるのかに気づくことが重要です。
- 何がバリアになって、どんな困りごとが生じてしまっているのか、あなたのまわりの家族や友達と、「バリア」について、一緒に考えることから始めてみましょう。

共生社会をつくるために、具体的な行動を起こす

- バリアに気づくことができれば、それを取り除くための「具体的な行動を起こす」だけです。自分ができることを考え、行動を起こしましょう。
- まずは、自身のまわりに気を配って、さまざまな人々の困りごとや痛みを感じることでできる力をつけることから始めましょう。そして、障害のある人と積極的に話をし、どんなことを求めているのかを理解することが重要です。
- しかし、とりわけ日本では、困っている人やその痛み気づいても、無関心であったり、無関心のふりをしたり、遠慮をしまったりなど、心にバリアをつくってしまって具体的な行動が起こせない人が多いのではないのでしょうか。
- しかし、あなたが、バリアを取り除く行動を起こしていくことで、「心のバリアフリー」が目指している「共生社会」をつくることができます。自分は何ができるのかをよく考えて、そして障害をもつ人と積極的に話をし、バリアを取り除くための行動を起こしましょう。